

平成 29 年度広報実施計画



目 次

1	大臣官房総務課	2
2	大臣官房会計課	4
3	大臣官房地方課	5
4	大臣官房国際課	7
5	大臣官房厚生科学課	8
6	医政局	9
7	健康局	11
8	医薬・生活衛生局	15
9	医薬・生活衛生局医薬衛生食品安全部	24
10	労働基準局	27
11	職業安定局	29
12	職業能力開発局	35
13	雇用均等・児童家庭局	41
14	社会・援護局（社会）	44
15	社会・援護局（援護）	47
16	社会・援護局障害保健福祉部	52
17	老健局	54
18	保険局	56
19	年金局	58
20	政策統括官（総合政策担当）	63
21	政策統括官（統計・情報政策担当）	68
22	中央労働委員会事務局	72

※成果目標の前年度数値において一部、27年度値となっているケースがあります。28年度の正確な数字ができ次第、期中の見直し修正をおこないます。

1. 【大臣官房総務課】

施策・制度： 厚生労働省の広報に関する総合調整

担当係： 総務課広報室・分かりやすい広報指導室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
厚生労働省の組織目標を達成するため、広報面で各局を支援・調整する。	厚生労働省の施策をより一層推進するため、厚生労働省に対する国民の信頼度を向上させる。	各施策が対象とする国民層	厚生労働省広報基本指針（平成24年3月6日広報戦略会議策定）に基づき、各部局に対して、「見やすさ」「分かりやすさ」「使いやすさ」の観点から必要な助言を行うとともに、利用者がより見やすく、使いやすいホームページとなるよう改善する。	ホームページ	随時	本省ホームページのアクセス件数を前年以上とする。	
		各施策が対象とする国民層	イベント、施策等について、Twitter、Facebook、YouTubeを活用して国民への情報提供を支援する。	Twitter、Facebook、YouTube	随時	Twitter等の発信件数、フォロワー数を前年以上とする。	
		各施策が対象とする国民層（特に、子ども）	子どもたちに業務説明や省内見学等を行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会として、「子ども霞が関見学デー」（文部科学省が主催）を企画・実施する。	イベント	8月	前年以上の入場者数をめざす。	
		報道機関	政務三役の会見について適切に対応する。	記者会見	随時		
		報道機関	報道発表資料について、必要に応じて口頭による説明を行う会見等を実施するように各部局と調整するとともに、分かりやすい、丁寧な説明を行うように徹底させる。	記者レク	随時		
		報道機関	適切な時期に記者発表できるよう	記者レク・資料	随時		

		報道機関	に、記者クラブと調整を行う。 報道関係者を対象とした各部局による勉強会が積極的に開催されるよう調整する。	配布 記者勉強会	随時	
		厚生労働行政モニター	厚生労働省の施策の中から、担当部局からの要望によりモニターに対しアンケート調査を実施するとともに、必要に応じて厚生労働行政モニター会議を開催する。	アンケートや会議の実施	随時	モニター会議アンケートで満足度を70%以上とする。
		内部組織	各部局に対して、毎年度の広報実施計画の作成を依頼する。 各部局における広報実施計画の実施状況をフォローアップするとともに、必要な助言等を行う。	前段：広報委員会等を通じて依頼 後段：打合せ等	下半期	
		内部組織	各部局に対し、有効な広報と考えられる手段の提案を行う。	広報委員会を通じた呼びかけ等	随時	
		内部組織	各部局が作成する報道発表資料、パンフレット、資料等の作成に当たり、分かりやすい広報指導室が有効活用されるように、積極的に取り組む。	広報委員会を通じた呼びかけ等	随時	
		内部組織	分かりやすい文書作成の意識の高揚を図るため、「分かりやすい文書作成推進月間」を設定し、各部局で文書のチェックを行うなどの取組を実践する。	各部局での文書のチェックなど	9月以降	
		職員	職員の意識改革と技能の向上を図るため、広報研修を実施する。	研修	6～3月	

2. 【大臣官房会計課】

施策・制度：平成 30 年度予算概算要求及び平成 30 年度予算案

担当係：大臣官房会計課調整係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 30 年度予算概算要求及び平成 30 年度予算案の周知・広報	厚生労働省の施策について、予算面からも国民等の理解の促進を図るため、社会保障の充実・安定化の内容を含め国民に対し分かりやすく伝える。	一般国民 報道関係者 地方自治体	平成 30 年度予算概算要求や平成 30 年度予算案の内容について、以下の資料を作成し、ホームページ掲載や国会・関係機関等への配布、説明等を通じて、厚生労働省の施策について、広く周知する。 ①平成 30 年度予算概算要求の概要及び主要事項 ②平成 30 年度予算案の概要及び主要事項	ホームページ、冊子	① 8 月 ② 12 月		

3. 【大臣官房地方課】

施策・制度： 地方厚生（支）局が実施する広報戦略

担当係： 大臣官房地方課地方厚生局管理室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
地方厚生（支）局が担う厚生行政を周知し、国民・事業者・地方自治体に的確な情報を広く周知する。	地方厚生（支）局が担当する業務を適切に周知するとともに、国民・事業者・地方自治体の来庁や、各種手続きに支障がないよう、的確な情報提供を行う。	一般国民 事業者 地方自治体	地方厚生（支）局のホームページの掲載内容の充実（制度・業務内容の説明、申請書等の様式など）を引き続き図るとともに、「よくあるご質問」欄に、各課への照会が多い内容について、最新の内容に順次更新する。	ホームページ	通年	厚生（支）局（8か所）のホームページの更新・充実、パンフレット等の更新、事業年報作成、及び各ホームページへの掲載について、掲載率を100%とする。	
		一般国民 事業者 地方自治体	業務概要を説明するパンフレット等を更新し、ホームページに掲載する。	ホームページ、パンフレット等	9月		
		一般国民 事業者 地方自治体	平成28年度版の事業年報を作成し、ホームページに掲載する。	ホームページ、冊子	9月		
		一般国民 事業者 地方自治体	セミナーや説明会等の開催状況をホームページのフォトレポートに掲載し、地方厚生（支）局の業務内容について周知する。	ホームページ	通年		

【大臣官房地方課】

施策・制度： 地方労働行政運営方針等の周知広報活動

担当係： 大臣官房地方課 企画係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
地方労働行政運営方針、各都道府県労働局行政運営方針及びこれらに基づく施策等の周知・広報	都道府県労働局の実施する施策を推進するためには、国民の理解が必要である。都道府県労働局において、実施する施策やその成果を周知・広報し、国民からの理解を得る。	労働者、事業主、求人者、求職者、地方公共団体等	「平成 29 年度地方労働行政運営方針」を大臣官房地方課において策定し、ホームページに掲載・周知するとともに、これを受け都道府県労働局が策定する行政運営方針についても、各都道府県労働局ホームページに掲載・周知する。	ホームページ	4 月	各都道府県労働局が策定した行政運営方針について、各都道府県労働局ホームページにおける掲載率を 4 月末までに 100%にすること。	
			都道府県労働局が策定する行政運営方針に基づく施策やその成果等について、都道府県労働局において、定期的な記者会見、記者との意見交換、説明会等の広報活動を通じ、情報発信を行う。また、各ブロックの雇用動向について、主要労働局長会議後にホームページに掲載する。	定例会見、記者レク、説明会等	随時	都道府県労働局が実施する労働行政の施策やその成果について、より多く報道で取り上げられること。	

4. 【大臣官房国際課】

施策・制度：重要な国際会議等に関する広報

担当係：海外広報係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
情報発信の強化	外国政府及び海外の 関係者に対して厚生 労働行政施策の理解 を促進するため情報 を発信する	外国政府及 び海外の関 係者	厚生労働省ホームページや「厚生労働白書」の英語版の作成を行う。	ホームペ ージ	適宜	厚生労働省の関 連施設見学会及 び施策ブリーフ ィングにおい て、アンケート を実施し、その 内容を次回に反 映する等、適切 な広報を実施す る。	
		在京海外プ レス、在京大 使館員	厚生労働省の関連施設見学会及び 施策ブリーフィングを実施する。	説明会	6月 10月 (参考： 平成28 年度実施 回数・ 2回 7月、11 月)		

5. 【大臣官房厚生科学課】

施策・制度：厚生労働科学研究

担当係：大臣官房厚生科学課庶務係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
行政政策研究、厚生科学基盤研究、疾病・障害対策研究及び健康安全確保総合研究の効果的な研究事業を実施するとともに研究成果を広く国民へ周知する。	厚生労働科学研究事業については、その成果が政策形成等において具体的にどのような寄与したのかが一般国民に分かりにくい。 研究課題設定のための意見聴取及び研究成果等について、広く、迅速に国民に公開することにより、厚労働科学研究に関する適切な情報の提供及び研究課題の設定等の一層の促進につながる。	一般国民、研究機関等	利用者にとって分かりやすいものとなるよう、厚生労働省ホームページの研究事業部分を整理する。	ホームページ	4月目途	ホームページのアクセス回数の対前年度比の増加。 (参考) ・厚生労働省ホームページ(研究事業)平成27年度(4月1日～平成28年3月31日) 219,340アクセス ・厚生労働科学研究成果データベース閲覧システム(平成27年4月1日～平成28年3月31日) 72,888アクセス	
			厚生労働科学研究により前年度に実施した研究の概要を、研究者から提出され次第、厚生労働科学研究データベースにより順次公開する。	ホームページ	6月目途		
			厚生労働科学研究により前年度に実施した研究の研究報告書全文を厚生労働科学研究データベースにより公開する。	ホームページ	10月目途		
			研究課題設定のためのパブリックコメントを実施する。	ホームページ	10月目途		
			厚生労働科学研究の公募を実施する際に、厚生労働省ホームページでの公表に加え、厚労省Twitter及び厚労省Facebookで周知する。	ホームページ、厚労省Twitter、厚労省Facebook	公募の都度		
			厚生労働科学研究の研究に係る一般国民向けの成果発表会を実施する場合に、厚生労働省ホームページ等において、日程等を公表する。	成果発表会、ホームページ、厚労省Twitter、厚労省Facebook	12月目途		

6. 【医政局】

施策・制度： ジェネリック医薬品の使用促進

担当係： 経済課後発医薬品使用促進専門官

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>政府では、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点からジェネリック医薬品の使用促進を行っている。</p> <p>※平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2015」において、ジェネリック医薬品の数量シェアを「平成 29 年央に 70%以上とするとともに、平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする」という新たな目標が定められた。</p>	<p>医療関係者の中には、ジェネリック医薬品の品質や安定供給について不安を感じている方がおり、一般国民においては、使い慣れた医薬品からのジェネリック医薬品に変更することに不安がある。</p> <p>このため、医療関係者におけるジェネリック医薬品の品質や安定供給に対する信頼性を向上させるとともに、一般国民が安心してジェネリック医薬品を使用することができるよう、積極的な情報提供に努める。</p>	都道府県協議会で決定	都道府県に設置している「後発医薬品安心使用促進協議会」等において、地域の特性を踏まえたジェネリック医薬品の使用促進のため、セミナーの開催や広報活動を行う。	都道府県協議会で決定	都道府県協議会で決定	調剤医療費のジェネリック医薬品の数量シェアを前年度の数値以上にする。	<p>(参考)</p> <p>平成 28 年 9 月時点の調剤医療費のジェネリック医薬品の数量シェア：66.5%</p>
		医療関係者 一般国民	広告会社を活用するなど、医療関係者や国民が安心してジェネリック医薬品を使用することができるよう、分かりやすい情報を提供する。	デジタルサイネージ広告等	通年		
		医療機関や都道府県等におけるジェネリック医薬品の使用促進に有効な方策を調査し、都道府県等に情報提供を行う。	ホームページ	5月			
			ポスター、リーフレット、ジェネリック医薬品希望シールを作成し、都道府県や文部科学省管下の大学医学部、薬学部、大学附属病院等に送付する。また、ホームページに公開して、希望者に直接送付する。	ポスター、リーフレット、シール	通年		

		政府広報を活用し、一般国民にジェネリック医薬品について分かりやすく解説する。	ホームページ、新聞、テレビCM等	通年		
		国立高度専門医療研究センターや国立病院機構、都道府県が作成している汎用品リスト・採用基準の最新情報を提供する。	ホームページ	通年		
		ジェネリック医薬品メーカーが作成する「安定供給体制等に関する情報」の作成を促すとともに、各メーカーへのリンク情報を更新する。	ホームページ	通年		
		「ジェネリック医薬品品質検討会」が公表する、ジェネリック医薬品の品質確認検査や品質に関する情報を提供する。	ホームページ	通年		
		都道府県、関係団体等に対し、ジェネリック医薬品に関する調査結果や当省ホームページの更新の最新情報を提供する。	メール	適時		

7. 【健康局】

施策・制度：受動喫煙の防止をはじめとするスマート・ライフ・プロジェクト（SLP）の推進

担当係：健康課健康指導係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考	
企業・団体・自治 体と連携して国 民への普及啓発 に取組み、健康日 本21（第二次）の 基本的な方向で ある健康寿命の 更なる延伸を図 る。	SLP参画数は、順調に 増加している。 引き続き、認知度の 向上に努めるととも に、企業等の参画を 促す取組が必要であ る。	一般国民	毎年5月31日（世界禁煙デー）から の1週間を禁煙週間と定め、喫煙に よる健康影響を周知し、禁煙及び受 動喫煙の防止に関する普及啓発を 行う。	イベント、ポ スター、ホー ムページ、 Twitter	5月31日～ 6月6日	【一般国民】 禁煙デーや健康増進 普及月間の認知度の 向上を目指す。ホー ムページの閲覧数に ついて、前年度実績 を上回る（H27年度 209,144件）。		
			9月に実施される健康増進普及月 間・食生活改善普及運動に向けて、 ポスターを作成し、都道府県等を通 じて周知を行う。		9月			【SLP参画企業】 大企業及び地方の企 業等の参画を推進し 300社以上の新規参 画を目指す。（H27年 度509社）
			3月1日～8日の女性の健康週間 に向けて、女性の健康づくりに関す る普及啓発を行う。		3月1日～ 3月8日			
		SLP参画企業 等	「健康寿命をのばそう！アワード」 において、生活習慣病予防・重症化 予防などに向けた優れた取組を表 彰し、表彰した取組を全国へ発信す る。	イベント、冊 子、SLPホーム ページ、 Twitter	11月			

【健康局】

施策・制度：臓器提供意思表示の促進

担当係：難病対策課移植医療対策推進室臓器移植係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
国民の臓器移植に関する理解を深めるとともに、臓器提供に関する意思表示を促進する。	平成 22 年 7 月の改正臓器移植法施行後、脳死下臓器提供件数は徐々に増加してきているが、家族承諾による提供が多く、本人の意思表示による臓器提供は増加していない。	一般国民	10 月の臓器移植普及推進月間やグリーンリボンキャンペーンに合わせ、日本臓器移植ネットワークと協力し、臓器移植に関する知識や制度について一般的な情報を周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「臓器移植国民大会」の開催 ・政府広報の活用 ・Twitter、Facebook の活用（推進月間の実施や国民大会の開催に関するツイートを行う） ・地下鉄の駅などのスペースを活用した広告の掲出 ・中学生向けパンフレットを作成し、全国の中学校へ送付する。 ・子ども霞が関見学デーでのブース展示 	ホームページ、Twitter、イベント、パンフレット等	6 月以降	日本臓器移植ネットワークシステム臓器提供意思登録システム現登録者数の増加（平成 28 年末 135,944 名）	
			日本臓器移植ネットワークにおいて、以下の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般国民向け説明用リーフレットやポスターの作成・配布 ・運転免許証の裏面に意思表示欄が設けられていることから、警察庁と協同して、運転免許証の発行・更新時にリーフレットを配布、また、自動車教習所やタクシー会社と協力して普及啓発活動を実施 ・健康保険証の裏面に意思表示欄が設けられていることから、健康保 	リーフレット、ポスター、ステッカー等	通年		

			険証発行者にリーフレットを配布、また、薬局と協力して普及啓発活動を実施				
--	--	--	-------------------------------------	--	--	--	--

【健康局】

施策・制度：肝炎総合対策の推進

担当係：がん・疾病対策課肝炎対策推進室肝炎対策指導係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
肝炎は、感染者が300万人以上いると推定される国内最大級の感染症であり、肝硬変・肝がんへと重症化する疾患であることから、肝炎の克服に向けて肝炎対策を総合的に推進する。	肝炎に関する正しい知識がまだ十分に国民に浸透していないことから、肝炎に関する広報をより一層推進し、肝炎の感染予防、早期発見・早期治療の促進を図る。	一般国民	マスメディア等を活用した効果的な広報戦略を実施する。	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌やホームページ等	通年	国民及び参加企業へ肝炎総合対策及び広報内容に係る認知度調査を行うとともに、施策のホームページへのアクセス件数等を分析し、広報の評価、課題の把握及び効果検証を実施する（平成27年度アクセス件数は71,565件（27年7月～平成28年3月。ユニークユーザー数）。 自治体を実施する肝炎ウイルス検査の受検者数を前年度比で増加させる。	
			日本肝炎デー等における普及啓発イベントを実施する。	イベント等	日本肝炎デー（7月28日）等を予定		
			肝炎に関心のある著名人を活用した情報発信を実施する。	ホームページ等	通年		
		一般国民 (企業の従業員等を想定)	肝炎対策に関心のある企業や社員等に対する肝炎対策に積極的に取り組む企業との連携を通じた肝炎対策を実施する。	意見交換会等	通年		

8. 【医薬・生活衛生局】

施策・制度：安全で有効な医薬品、医療機器及び再生医療等製品の患者への提供

担当係：審査管理課、医療機器・再生医療等製品担当参事官室、総務課、医薬品副作用被害対策室、安全対策課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
革新的な医薬品、 医療機器及び再生 医療等製品の早期 実用化を推進する とともに、かかり つけ薬剤師・薬局 の推進や国民、医 療関係者等への啓 発を通じて、医薬 品等の適正使用や 安全性・有効性を 確保する。 併せて、医薬品等 による健康被害に 遭われた方に対し て迅速な救済を図 る。	革新的医薬品の早 期実用化のため には、製薬関係者 等が承認審査に 関する各種相談 等の施策・取組 を十分理解・活 用いただくこと が必要。 そのため、製薬 関係者等に対し て、医療イノー ベーションに向 けた医薬品審査 行政の動向に関 する情報を発信 する。 (医薬品審査課)	製薬関係者 等	製薬団体等が 開催する講演会 等により、革新 的医薬品の早期 実用化に資する 各種施策・取組 の向上を図る。	講演会等	随時	より多くの講 演会等へ職員を 派遣し、革新的 医薬品の早期実 用化に資する各 種施策・取組を 周知する。	
	革新的医療機器 及び再生医療等 製品の早期実用 化のためには、 開発企業等が 承認審査に関 する各種相談 等の施策・取組 を十分理解・活 用いただくこと が必要。 そのため、医療 機器	医療機器及 び再生医療 等製品の開 発企業等	医療機器及び 再生医療等 製品の開発 企業等	医療機器及び 再生医療等製 品の開発企業 等が開催する 講演会等によ り、革新的医 療機器及び再 生医療等製品 の早期実用化 に資する各種 施策・取組の 向上を図る。	講演会等	随時	より多くの講 演会等へ職員 を派遣し、革 新的医療機器 及び再生医療 等製品の早期 実用化に資す る各種施策・ 取組を周知す る。

	<p>及び再生医療等製品の開発企業等に対して、医療イノベーションに向けた審査行政の動向に関する情報を発信する。 (医療機器審査課)</p>						
<p>そのため、かかりつけ薬剤師・薬局を推進するとともに、国民や医療関係者に対して適正使用に関する普及啓発や安全対策に係る制度の周知、理解の促進を図る。(総務課)</p>	<p>医薬品等の適正使用については国民や医療関係者の理解が深まるよう、十分周知する必要がある。</p>	<p>一般国民 医療関係者</p>	<p>医薬品を正しく使用することの大切さ、そのためにかかりつけ薬剤師・薬局が果たす役割の大切さを周知することを目的とする「薬と健康の週間」について、厚生労働省ホームページや政府広報等の媒体を活用した啓発・宣伝を行うとともに、都道府県や関係団体等にポスター・リーフレットを配布する。</p>	<p>ホームページ、Twitter、ポスター、リーフレット</p>	<p>10月</p>	<p>①厚生労働省ホームページ上の医薬品等の適正使用に係るページ（おくすりe情報、一般用医薬品の販売サイト一覧）のアクセス数を前年度以上とする（平成27年度実績 35,521回）。</p> <p>②平成27年3月にリニューアルされた医薬品医療機器総合機構の安全対策業務に係るホームページを通じて適正使用の推進等を図る。</p>	
			<p>厚生労働省ホームページにかかりつけ薬剤師・薬局の推進や医薬品等の適正使用に係る取組について掲載する（分かりやすいページとなるよう改善する）。</p>	<p>ホームページ</p>	<p>随時</p>		
			<p>かかりつけ薬剤師・薬局の必要性や医薬品等の適正使用に関する分かりやすいリーフレットを作成し、関係団体や子ども霞が関見学デー等のイベントで配布する。</p>	<p>ポスター、リーフレット</p>	<p>8～10月</p>		
			<p>広報誌（月刊「厚生労働」）の特集コーナーにおいて、医薬品を正しく使用することの大切さ、そのためにかかりつけ薬剤師・薬局が果たす役</p>	<p>広報誌</p>	<p>9月</p>		

			割の大切さを周知することを目的とする「薬と健康の週間」を紹介する。				
			厚生労働省ホームページに、自治体に適切に届出を行って一般用医薬品を販売するウェブサイトの一覧を掲載する。 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/hanbailist/index.html)。	ホームページ	随時		
	一般国民 医療関係者		<医薬品等の安全対策> 公開の審議会で、副作用報告数を報告するとともに、当該資料をホームページで公開する。	ホームページ	随時		
	医療関係者		<医薬品等の安全対策> ① 日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会の会員、関連学会、都道府県等に対し、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度啓発ポスターを配布し周知を図る。 ② 「医薬品・医療機器等安全性情報」を発行し、医療関係者等に副作用情報等を提供するとともに、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知を図る。 ③ 医薬品医療機器総合機構のホームページで、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の概要な	ポスター 冊子 ホームページ 雑誌 ホームページ	3月 およそ毎月 随時		

			どを説明し、医療関係者の理解を図る。			
<p>国民や、薬剤師を除く医療関係者の医薬品等副作用被害・生物由来製品等感染等被害救済制度に関する認知度が低い。</p> <p>そのため、国民、医療関係者等への制度の周知、理解の促進を図る。</p>	<p>一般国民 医療関係者</p>	<p>医薬品医療機器総合機構による広報（ホームページへの掲載、医療機関等での制度説明、テレビ・新聞・雑誌等の活用）の実施。</p>	<p>ホームページ、テレビ・新聞・雑誌等</p>	<p>随時</p>	<p>医薬品等副作用被害・生物由来製品等感染等被害救済制度について医療関係者の理解を深め、国民が健康被害を受けた「いざというとき」に医師や薬剤師に相談することで確実な制度の利用に結びつける。</p>	
		<p>薬と健康の週間（10/17～23）で配布するリーフレットに救済制度に関する記述を掲載。</p>	<p>リーフレット</p>	<p>10月</p>		
		<p>医療関係者に対し、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度啓発ポスターを配布する際に、救済制度のポスターを同封し配布。</p>	<p>ポスター</p>	<p>3月</p>		
		<p>中学3年生に配布する教材に救済制度に関する記述を掲載。併せて、配布時には、救済制度のポスターを同封。</p>	<p>パンフレット ポスター</p>	<p>4月</p>		
<p>「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の請求期</p>	<p>一般国民 医療関係者</p>	<p>厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構のホームページに給付金支給の仕組み等を掲載。</p>	<p>ホームページ</p>	<p>随時</p>	<p>「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の</p>	

	<p>限が、平成 30 年 1 月 15 日に迫っている。</p> <p>できるだけ多くの人を救済できるよう、給付金支給の仕組み等について、国民・医療関係者等への周知を図る。</p>		<p>厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構に電話相談窓口を設置し質問等に対応。</p>	<p>ホームページ、電話窓口</p>	<p>随時</p>	<p>対象となり得る人に請求手続等を知っていただく。</p>	
			<p>政府広報等を活用した C 型肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び給付金の請求期限に関する広報の実施。</p>	<p>政府広報 Twitter Facebook</p>	<p>平成 29 年 4 月以降</p>		
			<p>広報誌（月刊「厚生労働」）に C 型肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び給付金の請求期限に関するお知らせ記事を掲載。</p>	<p>広報誌</p>	<p>4 月</p>		

【医薬・生活衛生局】

施策・制度：危険ドラッグ対策等の薬物乱用防止

担当係：監視指導・麻薬対策課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
危険ドラッグ等の薬物乱用や無承認医薬品の危険性についての注意啓発を行うとともに、関連する規制・制度を周知することで、薬物乱用を防止する。	危険ドラッグ等の薬物乱用や無承認医薬品の危険性及び関連する規制・制度について国民の理解が十分とはいえない現状がある。 そのため、危険ドラッグ等の薬物乱用や無承認医薬品等に関する情報を一元的に収集し、国民への注意啓発を徹底するとともに、危険ドラッグ等の薬物の危険性や現状、関連する規制・制度の周知を図る。(監麻課)	一般国民（特に若年者） 医療関係者	個人輸入される無承認医薬品や危険ドラッグ等による健康被害の情報などを収集するために、平成 24 年度から実施しているホットライン（コールセンター）及びこれらの情報を広報啓発ホームページへ掲載する業務を通じて、消費者等に対する注意啓発を行う。	ホットライン 及びホームページ	随時	薬物乱用防止について、国民一人一人（特に訪問事業の参加者（のべ 10 万人以上を目標）や SNS の閲覧者（のべ 10 万人以上を目標）等の若年者）の理解を深め、薬物乱用の根絶を図る。	
			ポスター、リーフレット等の啓発資料を作成し、関係機関での活用を通じても注意啓発を行う。	ポスター及びリーフレット	1～3 月頃		
			不正大麻・けし撲滅運動、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施と併せて、ポスター・リーフレットを作成・配布し、薬物乱用防止に対する国民の認識を高める。	ホームページ、ポスター、リーフレット、Twitter Facebook	5～6 月、6～7 月、10～11 月		
			青少年、保護者、高校卒業予定者を対象に薬物乱用防止啓発読本を作成・配布し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及や薬物乱用の状況等について、普及・啓発する。	リーフレット、ホームページ	11～3 月頃		

			広報誌「厚生労働」に、大麻・危険ドラッグ等の薬物の乱用防止に関する取組等を掲載する。	広報誌	7月		
			薬物乱用防止啓発訪問事業として、教育機関等の要請に応じて、薬物乱用防止の専門家を講師として派遣し、普及啓発を図るとともに、SNS等を活用して情報発信を行う。	講師の派遣、Twitter、Facebook等	随時		

【医薬・生活衛生局】

施策・制度：献血の推進

担当係：血液対策課献血推進係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
献血の推進	<p>将来の献血基盤となる若年層に、いかに献血の知識等を浸透させることができるかが課題となっている。</p> <p>そのため、若年層を中心に献血の正しい知識や必要性について普及啓発を行い、献血に対する理解を促進する。(血対課)</p>	<p>地方自治体、ボランティア組織</p>	<p><意見交換の機会の積極的な設定></p> <p>血液関係ブロック会議や献血推進運動中央連絡協議会において、学生献血推進ボランティアの方も交えた形で地方自治体等と意見交換を行う。</p>	<p>会議</p>	<p>5～6月 11月</p>	<p>【一般国民】</p> <p>①模擬献血に参加した人へのアンケートにより評価。参加した子が、大きくなったら本当の献血をしてみたいと思う割合を60%以上とする(平成28年度実績51%)。</p>	
		<p>一般国民(特に若年者)</p>	<p><国民のニーズ、情報を共有する仕組み></p> <p>①「はたちの献血」キャンペーンを通じて、報道機関の理解を促す。</p> <p>②毎年度策定する「献血の推進に関する計画」に対し、パブリックコメントを募集する。</p>	<p>ホームページ、テレビやラジオCM(日赤)</p>	<p>1～2月 1～2月</p>	<p>【一般国民】</p> <p>②テキストを配布した高校の教師へのアンケートにより評価。献血への関心が高まった高校の割合を55%以上とする(平成28年度実績52%)。</p>	
		<p>一般国民(特に若年者)</p>	<p><分かりやすい情報の提供></p> <p>①7月の「愛の血液助け合い運動」月間、1～2月の「はたちの献血」キャンペーン期間中、政府広報、月刊「厚生労働」や厚生労働省のTwitter、Facebookを活用し、国民に周知を図る。</p> <p>②「子ども霞が関見学デー」において、模擬献血を通じて、献血</p>	<p>ホームページ、リーフレット、Twitter、Facebook</p>	<p>7月 1～2月 7月</p>		

			<p>に触れ合う機会を提供する。</p> <p>③ 高校生向けテキスト『けんけつ HOP STEP JUMP』を作成し、全国の新高校3年生向けに配布を行う。</p>		3月		
		都道府県の血液事業担当者等	<p><情報提供のための手法と技術の向上> 平成28年度厚生労働科学研究事業の研究成果である、献血に関する世代ごとでの効果的な広報戦略等について、都道府県の血液事業担当者等に情報提供し、献血に関する広報への活用を図る。</p>	事業報告書、会議	5月～6月		

9. 【医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部】

施策・制度：生活衛生・食品安全に関する施策

担当係：企画情報課リスクコミュニケーション係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考	
科学的知見に基づいて食品等の安全を確保し、国民の健康と豊かな食生活に資する。	食品等による危害の予防のため、消費者・事業者等の協力が必要である。	一般国民（消費者等）、事業者等	1 意見交換の機会の積極的な設定 ア 食品の安全確保に関する国民の理解を深めるとともに、意見・要望を把握するために意見交換会を開催する。 ①食品中の放射性物質対策 ②輸入食品の安全確保対策 ③その他のテーマ イ 関係府省、地方自治体等が開催する食品安全等に関する意見交換会に、職員を講師として派遣する。	意見交換会	ア ①地方自治体等の要望を踏まえ随時 ②1月 ③随時 イ 随時	意見交換会参加者に対してアンケートを実施し、内容を理解した方の割合を70%以上とする。		
	科学的な知見に基づく適正な安全対策を行うとともに、国民の安心感を高めるために、消費者・事業者等の理解の向上を図る。							
	消費者の生活衛生・食品安全への理解を深めるとともに、事業者等に食品安全に関する規制等を周知し、食品を通じた危害の発生を防ぐことが必要である。							
	消費者の生活衛生・食品安全への理解を深めるとともに、事業者等に食品安全に関する規制等を周知し、食品を通じた危害の発生を防ぐことが必要である。		2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み ①意見交換会でのアンケートや、食品安全モニター報告、電話などで寄せられたご意見等により、国民の食品安全に関する意見・要望を把握する。	アンケート、電話等	随時			
	食品安全等に関する施策についての透明性を向上するとともに、国民の意		3 国民への迅速で分かりやすい情報提供 ①大規模な食中毒事件など、国民が不安に感じる事件が発生した際には、迅速に適切な情報提供を行う ②食品等に関する制度の変更など	ホームページ、プレスリリース、リーフレット、Twitter、政府広報	随時 (③については、特に6月、11月など食中毒の発生			

見を反映する機会を設け、行政への信頼を高めることが必要である。		<p>があった際には、消費者の立場に立って、分かりやすく情報提供を行う</p> <p>③食中毒の予防など、食品の安全確保等のために消費者が行うべき対策について、分かりやすく情報提供を行う。また、テーマに応じた広報対象への効果的な情報提供について工夫を行う</p> <p>④食品の安全確保等のために国や自治体が行っている対策などについて、分かりやすく情報提供を行う</p> <p>⑤食品中の放射性物質の検査結果や対策について、情報提供する</p>	等	が増加する時期に重点的に実施)		
	事業者等	<p>4 事業者等への情報提供</p> <p>①食品等に関する制度の変更や、規格・基準の設定等を行った際に、分かりやすく周知する</p> <p>②食中毒の予防など、食品の安全確保等のために広く事業者の協力を要する事項については、周知・注意喚起を行う</p>	ホームページ、プレスリリース、リーフレット、Twitter、政府広報等	随時		
	地方自治体職員	<p>5 情報提供を行う関係者の育成</p> <p>地方自治体においても、国民に周知する必要があるため、地方自治体職員を対象とした講習会等を開催し、自治体担当者の理解を深める</p>	講習会	随時	講習会参加者にアンケートを実施し、内容を理解した方の割合を80%以上とする。	
	報道機関	<p>メディアを通じて適切に情報提供できるように報道発表を行う。また、報道関係者を対象とした勉強会等を適宜開催する。</p>	プレスリリース、記者勉強会等	随時		

		海外向け	<p>6 海外向けの情報提供</p> <p>①食品等に関する制度の変更、規格・基準の設定等を行った際や健康危害情報があった場合に、速やかに情報提供を行う</p> <p>②食品中の放射性物質の検査結果等について、情報提供を行う</p>	ホームページ、大使館等	随時		
			<p>7 情報提供のための手法と技術の向上</p> <p>厚生労働科学研究等により、より効果的な周知の方法等について研究を行う</p>		年度内		

10. 【労働基準局】

施策・制度：働き方改革

担当係：労働条件政策課法規第二係、勤労者生活課企画第二係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目 標	備考
労働者の心身の健康の保持増進、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、適	「働き方改革」は、企業経営者、労働者、地方自治体等の意識改革が必要であることから、「働き方改革」に対する社会全体の気運づくりや、働き方改革に取り組む企業に対する支援について周知を行う必要がある。	働き方・休み方改革を実施しようとする企業の人事担当者等	「働き方・休み方改善ポータルサイト」において、働き方改革に取り組む企業の取組事例の紹介や、「働き方・休み方改善指標」による企業診断を行う。 当該ポータルサイトについては、周知用のパンフレットを作成し、業界団体等に送付することで引き続き周知を図っていく。	ポータルサイト、人事労務メールマガジン	随時	ポータルサイトの閲覧数を年間 100,000 件以上とする。	
正な労働条件の下でのテレワークの普及など、「働き方改革」を進めていくことが求められている。 このため、企業の働き方改革が円滑に実施されるよう、支援策について周知する。	テレワークは、ワーク・ライフ・バランスの実現等に資する働き方であり、その推進を図るため、テレワークのさらなる周知啓発を図る必要がある。一方、テレワークが長時間労働等を招いてはいけな	テレワークを導入している企業やこれから導入しようとする企業の人事担当者等	①テレワーク先進企業等の表彰を行い、その取組やメリットを周知する。 ②企業の労務管理者向けのセミナーの開催により、テレワーク実施時の労務管理の注意点等の周知、テレワーク導入企業の紹介等を行う。	表彰式、セミナー、ホームページ、人事労務メールマガジン	随時（テレワーク月間である11月は特に集中的に）	①表彰式の参加者を、会場の集客予定数（300人）の8割以上とする。 ②セミナー時のアンケートにおいて「在宅勤務ガイドラインの内容を理解した」との回答を8割以上とする。	

【労働基準局】

施策・制度：円滑な無期転換の促進

担当係：労働関係法課労働契約係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目 標	備考
労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組み（無期転換ルール）については、平成30年度以降、多くの労働者に無期転換申込権が発生することから、その直前の時期に、集中的に制度の周知を図り、円滑な無期転換を促進する必要がある。	「無期転換ルール」に基づく本格的な無期転換申込権が発生する直前に、集中的な周知啓発が必要であることから（※）、特に中小企業を中心にそのルールの内容や意義について労使に十分浸透させることが必要。さらに無期転換申込権が発生する労働者にも周知が必要である。 （※）約4割の企業では改正内容を分からないとし、約4分の1の企業で対応方針が未定という状況である（平成27年9月時点）	事業主 （中小企業を中心に）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局・労働基準監督署・公共職業安定所におけるリーフレット、ハンドブック等の配布を通じた周知 ・無期転換ルールの制度や支援策、導入企業例等をまとめたポータルサイトによる周知 ・セミナー等における制度の周知と個別相談を行う体制の整備 	リーフレット、ハンドブック、ホームページ、セミナー、シンポジウム、コンサルティング（委託事業）、人事労務メールマガジン	4月以降	人事労務マガジン購読者に対してアンケートを実施して、無期転換ルールの内容を知っているとの回答を90%以上の回答者から得る。	
		労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット広告等を活用した周知 ※上記方策については、事業主側のみならず労働者に対しても実施予定 	リーフレット、ホームページ、セミナー、人事労務メールマガジン、インターネット広告	4月以降		

11. 【職業安定局】

施策・制度：長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業

担当係：総務課首席職業指導官室職業紹介係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業の周知	がん対策基本法において、がん患者の就労支援に関する規定が盛り込まれたことや「働き方改革」において「治療と仕事の両立」が柱の1つとなっていること等を踏まえ、本事業の一層の推進が求められている。このことから、より多くの求職者・事業主等が効果的に制度を活用していただけるよう、引き続き制度の周知を図る。	求職者、事業主等	ハローワーク等を活用した周知を行うほか、厚生労働省ホームページで本事業の周知を行う。	厚生労働省ホームページ等	平成 29年 4月～平成 30年 3月	本事業のホームページアクセス数が前年度を上回ることを目標とする。 ※平成 28年 4月から平成 29年 2月末のアクセス数は 696 件	

【職業安定局】

施策・制度：労働関係助成金における生産性要件の設定

担当係：雇用開発部雇用開発企画課労働移動支援室助成金総括係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働関係助成金 における生産性 要件の設定に関 する周知	平成 29 年度から、企 業の生産性向上の実 現を後押しするた めに、一部を除く労働 関係助成金に生産性 要件を設定すること について、周知を図 る。	経営者、人事 労務担当者、 金融機関担 当者、各種団 体等	厚生労働省ホームページにおいて、 生産性要件に係る情報を掲載する。 また、各都道府県労働局、ハローワ ークではリーフレットを使用して、 窓口、各種セミナー、事業主団体等 との打合せ等の場において周知を 図る。	ホームペ ージ、リ ーフレッ ト	平成 29 年 4 月～ 平成 30 年 3 月	生産性要件の認 知度について、 オンラインアン ケートを実施 し、下半期が上 半期を上回るこ と。	
			厚労省人事労務マガジンにおいて、 労働関係助成金の利用情報や、生産 性要件の情報を送信することで、周 知を図る。	メルマガ	平成 29 年 4 月～	生産性要件の認 知度について、 オンラインアン ケートを実施 し、下半期が上 半期を上回るこ と。	

【職業安定局】

施策・制度：働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事業

担当係：雇用開発部雇用開発企画課雇用管理係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事業」の推進	平成 28 年度から、生産性向上と雇用管理改善を両立させた取組を行っている企業の取組を表彰するとともに、好事例を展開する「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事業」を開始したところ。	経営者、人事労務担当者等	厚生労働大臣賞（最優秀賞）、職業安定局長賞（優秀賞、奨励賞）により企業表彰の公表、表彰式・シンポジウムの実施	ポスター、リーフレット、メルマガ、事例集、ポータルサイト	募集：6月～8月 表彰式・シンポジウム：平成 30 年 1 月	表彰式・シンポジウム参加者 300 名 ポータルサイトアクセス数 40,000 件	※平成 29 年度雇用保険二事業目標と合わせる予定。
	平成 29 年度は 2 年目であり、広く世の中に認知されていないため、重点的な周知・広報により、表彰への応募やポータルサイトの活用促進を図る。	経営者、人事労務担当者等	平成 28 年度に立ち上げた「働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト」において、生産性向上と雇用管理改善を両立させた取組の好事例の掲載、国の支援施策の照会ページの拡充、国の調査結果の掲載等、内容を充実させる。	ポスター、リーフレット、メルマガ、ポータルサイト	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月		

【職業安定局】

施策・制度：障害者の雇用促進

担当係：雇用開発部障害者雇用対策課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>法定雇用率については、5年に一度見直しを図ることになっている。前回の平成25年度からは、法定雇用率が2.0%に設定されたが、平成30年度からは新たな雇用率を設定することとなる。</p> <p>法定雇用率は、企業の経済的自由に対して、法定義務を課すものであるため、新たな法定雇用率が決まった後、可能な限り早くから周知する。</p>	<p>平成30年4月から新たな法定雇用率が設定されることになった。新たに精神障害者の雇用義務が追加されることで、法定雇用率の見直しが行われる。民間企業や公的機関に雇用率達成を促すため、新たな雇用率を速やかに周知する必要がある。</p>	<p>事業主、経済団体、障害当事者（障害者、障害者就労支援施設等）、都道府県、市町村等</p>	<p>平成30年4月より適用される新たな法定雇用率について、ホームページなど各種媒体を活用して周知する。</p>	<p>ホームページ、メルマガ、twitter</p>	<p>新たな法定雇用率が決まり次第。</p>	<p>施策の認知度について、オンラインアンケートを実施し、下半期が上半期を上回ること。</p>	
			<p>リーフレットやパンフレット等を作成し、都道府県労働局やハローワーク等を通じて、雇用義務のある事業主を対象に、周知する。</p>	<p>リーフレット、パンフレット、ポスター</p>			
			<p>人事労務マガジンを活用して、広く企業の人事担当者に周知する。</p>	<p>メルマガ</p>			

【職業安定局】

施策・制度：若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定制度」

担当係： 派遣・有期労働対策部企画課 若年者雇用対策室 若年者就職援助第二係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月から始まっている。制度について周知・広報を行うことでその取組を推進する。	認定を受けた企業は、認定マークを広告、商品、求人広告等に使用でき、また、都道府県労働局やハローワークによるマッチング支援、助成金の優遇措置、公共調達での加点評価や日本政策金融公庫による低利融資等を受けられるため、こうしたメリットを全面に出しつつ、認定制度の周知を図る必要がある。	事業主、経済団体、学校、新卒者をはじめとする就職活動中の若年者等	制度についてホームページ等の各種媒体により周知する。	ホームページ、メルマガ、SNS	平成 29年 4月～	施策の認知度について、オンラインアンケートを実施し、下半期が上半期を上回ること。	
			若者雇用促進総合サイトにユースエール認定企業のPRシートやインタビュー記事を掲載し、周知する。	ポータルサイト	平成 29年 4月～		
			制度についてリーフレットにより学校等への出張相談、求人開拓時等の機会を活用し、周知する。	リーフレット	平成 29年 4月～		

【職業安定局】

施策・制度：おしごとアドバイザー 及び e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法 ～Let's study labor law～

担当係：派遣・有期労働対策部企画課 若年者雇用対策室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
フリーターの若者等を対象に電話とメールによる就職相談「おしごとアドバイザー」の活用を促進する。	ハローワークの利用の仕方が分からず来所をためらうといった若者の方等に対し、事業について十分に周知する必要がある。	フリーターの若者等	ホームページ等の各種媒体により周知する。SNS等の定期更新を行う。	ホームページ、メルマガ、SNS	平成 29年 4月～	ホームページアクセス件数を月8万件以上とする。	
			リーフレットを労働局、ハローワーク、自治体等の関係機関に配布する。	リーフレット	平成 29年 4月～		
			WEB広告による周知広報を行う。	インターネットバナー広告	平成 29年 4月～		
主に高校生、大学生等が労働関係法制度の基礎知識を学ぶことができる環境整備の一環として、パソコンやスマートフォンで労働法制を学習できる e-ラーニング教材の活用を促進する。	学校における労働法教育、就職活動や企業の新入社員研修の機会等での支援ツールとして活用が出来るよう、事業について十分に周知する必要がある。	高校生、大学生をはじめとする就職活動中の若年者、経済団体、事業主、都道府県、学校等	e-ラーニング教材について、ホームページ等の各種媒体を活用して周知する。SNS等の定期更新を行う。	ホームページ、メルマガ、SNS	平成 29年 4月～	サイトの閲覧数を年間 8.7 万件以上とする。	
			リーフレットを労働局、ハローワーク、自治体等の関係機関に配布するとともに、学校への出張相談、求人開拓時等の機会を活用し、周知する。	リーフレット	平成 29年 4月～		
			高等学校、大学等の年度後半にあわせて、高等学校や大学等でのPR用の冊子を作成し、周知する。	冊子（4頁程度）	平成 29年 9月～		

12. 【職業能力開発局】

施策・制度：職業能力開発施策全般

担当係：総務課総務係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
職業能力開発施策の認知度アップ・活用促進	<p>職業能力開発局では、職業訓練（ハロートレーニング）、地域若者サポートステーション等個々の事業単位では積極的な広報活動を展開しているものの、いずれも認知度がいまひとつの状況にある</p> <p>この原因の一つが職業能力開発局（施策）として「一体感のある打ち出し」ができていないことにあるのではないかと考えている</p> <p>また、職業能力開発局は今夏に「人材開発統括官」という組織へと生まれ変わる</p> <p>このため、遅くとも、夏に予定されている組織改編のタイミングまでに、</p>	一般国民	職業能力開発局のコンセプトを策定し周知する	厚労省ホームページ	夏頃（7～8月頃）までに実施	当局のホームページのアクセス数、前年度の1.5倍を目指す	
		一般国民	上記コンセプトも踏まえ、職業能力開発局のページ（厚労省ホームページ）のデザイン・内容等を利用者にとってより魅力的なものにするるとともに、利用者が必要とする情報に容易にたどりつける構成へと見直しを行う	厚労省ホームページ	夏頃（7～8月頃）までに実施		
		一般国民	上記コンセプトも踏まえ、新たにポスターやリーフレットを作成し、それらを使って周知することによって、積極的な広報活動を展開する	ポスター、リーフレット	夏頃（7～8月頃）までに実施		

	<p>① 局としてのコンセプトを策定し</p> <p>② それを踏まえて、「当局のホームページ（厚労省ホームページ）」のデザイン・内容等について利用者にとって魅力あるものへと見直しを図る</p> <p>ことにより、職業能力開発施策の認知度アップ・活用促進を図る</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

【職業能力開発局】

施策・制度：キャリアコンサルティング

担当係：キャリア形成支援課キャリアコンサルティング係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
キャリアコンサルティング関連 施策の効果的な 広報	現状キャリアコンサルティング関連施策として、キャリアコンサルタント、セルフ・キャリアドック、グッドキャリア企業アワード、キャリアコンサルティング技能士等様々な施策がある 一方で、そもそも「キャリアコンサルティングとは何なのか」という基本的な点の周知を含め各ターゲットへの効果的な訴求が不十分 このため、これら施策について、整合性のある広報戦略を展開し、これら施策の認知度アップ・活用促進を図る	一般国民	厚労省ホームページの中で、「キャリアコンサルティングとは」を分かりやすく説明し、各ターゲットが必要とする情報に容易にたどりつける構成に見直す	厚労省ホームページ	夏頃（7～8月頃）を目処とする	該当のホームページのアクセス数を、前年度以上とする。	
		一般国民	SNS（Twitter、Facebook）の活用	厚労省SNS	随時	キャリアコンサルタント登録者を、前年度増とする。	
		一般国民（主に①キャリアコンサルティングになりたい方、②キャリアコンサルティングを受けたい方、③キャリアコンサルティングを活用したい企業）	広報誌「厚生労働」を通じた整合性のある打ち出し（平成29年度連載コーナーで4月～3月までの12か月（回）にわたり連載予定「コーナー名：キャリア形成への道」）	広報誌「厚生労働」	通年	キャリアコンサーチの登録者数・依頼数を、前年度増とする。	
		企業の人事担当者	グッドキャリア企業アワードの好事例集の周知	事業ホームページ、人事労務メル	平成29年2月～	グッドキャリア企業アワードの応募企業数（H28年度68社）を、前年度増とする。	

				マガ等			
--	--	--	--	-----	--	--	--

【職業能力開発局】

施策・制度名（重点施策）：若者の技能検定の受検料減免措置をはじめとした制度広報

担当係：能力評価課企画係

重点施策の目的	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 29 年度から 実施予定の若者 の技能検定の受 検料減免措置を はじめとした技 能検定・技能振興 に関する制度を、 国民、労働者、事 業者、業界団体等 に周知する。	技能検定制度等に係 るポータルサイト 「技のとびら」につ いて、厚生労働省ホ ームページ内の制度 紹介ページなど、既 存の広報との連携を 強めて、閲覧者が求 める情報にアクセス しやすくするととも に、一般の方（特に 若者）がより一層技 能に魅力を感じても らうようにする必要 がある。	一般国民	・既存の広報との連携を強め、技能 検定の受検者が最新の受検情報・デ ータにアクセスしやすくする。 ・地域で行われる技能振興に関する 行事の広報を行う。 ・技能職に関する入職促進特集を行 う。	ポータルサ イト 厚生労働省 ホームペー ジ	年度中	ポータルサイト アクセス数、を 400,000PV 以上 とする 技能検定合格者 数を前年度より 増加とする。	
		事業者、業界 団体	・既存の広報との連携を強め、技能 士の活用を検討している事業者が 情報にアクセスしやすくする。 ・技能士の活用事例や、検定に関す る助成金情報など、技能検定制度の 活用に資する情報を掲載する。 ・技能継承に取り組む企業の好事例 を紹介する。	ポータルサ イト、厚生労 働省ホーム ページ	年度中		
		一般国民、業 界団体	・技能検定の受検料減免制度を周知 するリーフレットを作成し、地方公 共団体等の関係施設を通して配布 する。 ・技能検定の受検料減免制度の紹介 について、特に若者を意識した S N	リーフレッ ト 厚生労働省 S N S (Twitter・ Facebook)	7月（予 定)		

			S (Twitter・Facebook 等) の積極 的活用				
--	--	--	-----------------------------------	--	--	--	--

13. 【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度：児童虐待防止対策

担当係：総務課虐待防止対策推進室自治体支援係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
児童虐待の発生 予防から早期発 見・早期対応の体 制を充実する。	○ 虐待により、幼 い子どもが心身に深 い傷を負うことはあ ってはならないこと であり、社会全体で 解決すべき課題であ る。 ○ このため、国民 に対し児童虐待への 理解を浸透させ、児 童相談所や市町村の 窓口への連絡・相談 を促進させる必要が ある。	一般国民、関 係機関・各種 団体	児童虐待問題の理解を深めるポス ター・リーフレット等を作成し、自 治体や関係団体などへ配布する。併 せて、児童福祉法等の改正内容や 「児童相談所全国共通ダイヤル (189)」の周知を行う。	政 府 広 報、ポス ター・リ ーフレッ ト・ホー ム ペ ー ジ、ツイ ッター等	通 年 (児童虐 待防止推 進月間で ある 11 月に集中 的に実施 する)	フォーラム参加 者数を会場定員 の8割以上とす る。 フォーラム参加 者に対してアン ケートを実施 し、虐待に対す る理解度につい て「理解が深ま った」または「理 解がやや深まっ た」と回答した 割合が8割以上 になるようにす る。	
		児 童 虐 待 問 題 に 関 心 の あ る 国民、関 係 機 関 ・ 各 種 団 体	「子どもの虐待防止推進全国フォ ーラム」を開催し、児童虐待問題に 対するより一層の理解促進を図る。	ホームペ ージ等	10月		

施策・制度：特別養子縁組制度等の周知

担当係：家庭福祉課指導係・企画係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
子どもの福祉の観点から、子どもの最善の利益を確保するため、特別養子縁組制度等の周知を行う。	○ 平成 28 年改正児童福祉法において、家庭において子どもを養育することが困難な場合には、特別養子縁組や里親などの「家庭における養育環境と同様の養育環境における養育」を推進することが明確化された。 ○ このため、養親希望者を増やしたり、特別養子縁組制度や里親制度に関する社会的な理解を深めるための制度周知を図る必要がある。	産科医療機関等	予期せぬ妊娠をした方に対して、特別養子縁組も選択肢としてあることを伝えられるよう周知を図る。	ポスター・リーフレット等	通年	子どもの福祉の観点から特別養子縁組制度や里親制度に対する社会の理解を深める。	
		一般国民（特に予期せぬ妊娠をされた方）、実子に限らず子どもの養育を希望する方、児童相談所、産科医療機関その他の関係機関	出産した後の子どもの養育が困難であるなど、悩みを抱えた時に、「児童相談所全国共通ダイヤル（189）」など匿名で安心して相談できる場所があることについて周知を図る。また、実子に限らず子どもの養育を希望する方に対して、特別養子縁組という選択肢があることを伝えられるよう周知を図る。また、新たに里親となる方を増やすとともに、里親が安心して委託された子どもを養育できる環境が整備されるよう、里親制度に関する社会的な理解を深めるための周知を図る。	政府広報、ポスター・リーフレット・雑誌、インターネット等	通年		

施策・制度：改正育児・介護休業法の周知

担当係：職業家庭両立課企画係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成29年10月1日 から施行される「改正 育児・介護休業法」の円滑 な施行に向けた周知を行う。	○ 子が保育所に入れない 場合の離職を防ぐための緊 急的なセーフティネットと して、最長で子が2歳に達 するまで育児休業を延長で きることや、男性の育児へ の関わりを促進することを 内容とする、改正育児・介 護休業法が成立した。 ○ 改正法に沿った規定整備 等を進めもらうため、改正 の趣旨・内容をより多くの 事業主に伝える必要がある。 ○ 法に基づき、育児を延長 することが可能となった等 の情報をより多くの労働者 に伝える必要がある。	事業主・労働者	育児・介護休業法の改正点 を解説したパンフレット、 リーフレットを作成し、重 点的に、事業主・労働者に 対して周知を図る。 特に、男性の育休取得促進 について、重点的に広報啓 発を図る。	パンフレット・リーフレット ・ホームページ・ツイッター 等	5月	説明会参加者に対してアンケート を実施し、改正内容の理解度 について「よく理解できた」 「理解できた」と回答した割 合が9割以上になるように する。	
		事業主	都道府県労働局において説明 会を開催し、改正内容につ いて周知を図る。	説明会	7月以降		

14. 【社会・援護局】

施策・制度： 介護の日・福祉人材確保重点実施期間

担当係： (社会・援護局) 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
福祉・介護やそこに携わる従事者についての国民の理解と認識を深め、そのイメージの向上を図り、地域における福祉・介護人材の「すそ野の拡大」と人材を育む環境の構築を推進するため、国及び都道府県が連携して、普及啓発等に取り組む。	福祉・介護に関わる機会のない方を含め、国民一人ひとりが介護や介護の仕事について理解と認識を深める機会を提供する。	地方自治体及び福祉・介護関係団体	「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」について周知し、積極的な啓発活動の実施を依頼する。	通知	11月	福祉人材確保重点実施期間における地方自治体及び福祉・介護関係団体が実施する取組の増加	
			福祉人材センターで開催される介護の日関連イベントと都道府県労働局、ハローワークで計画される「介護就職デイ」が連携し、相互の取組が周知・広報されるよう協力関係を構築する。	通知	11月		
		一般国民	ホームページに「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」について掲載する。また、地方自治体や関係団体が「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」に開催するイベント等を集約し、ホームページに掲載する。	ホームページ	11月		
		「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」に関係団体が開催するイベント等において、挨拶・後援や後援名義の承認などにより、一般の方々への理解促進を支援する。	イベント等	11月			

施策・制度：簡素な給付措置（臨時福祉給付金（経済対策分））

担当係：簡素な給付措置支給業務室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 26 年 4 月に実施した消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対し、簡素な給付措置（臨時福祉給付金（経済対策分））を支給する。	申請に基づき支給する給付金について、広く支給対象者に支給できるよう、支給対象者をはじめとする一般国民に対し制度の周知及び理解を図るとともに、支給対象者に対し申請等の適切な手続きの支援を行う。	支給対象者をはじめとする一般国民	○制度の周知と理解の促進 複数メディアを活用して、給付金の支給が行われることを周知する。	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、ポスター、チラシ	平成 29 年 3 月～	給付金の支給対象者等がより多くの広報媒体と接触できるようにすることにより、より多くの支給対象者に申請してもらう。	
		支給対象者	○申請等の適切な手続きの支援 支給対象者を事業の実施主体である各市町村に誘導するため、各市町村の申請期間等の情報提供や支給対象者の該当性等の照会への回答を行う。	特設ホームページ、特設コールセンター	平成 29 年 2 月～		

【社会・援護局】

施策・制度： 民生委員制度創設 100 周年の周知

担当係： 社会・援護局 地域福祉課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
民生委員制度創設 100 周年の周知	民生委員制度は大正 6 年に岡山県において創設された濟世顧問制度を源とし、平成 29 年に制度創設 100 周年を迎える。制度創設 100 周年という節目を機に、民生委員の意義ある活動を広く国民に周知する。	民生委員 関係者	これまでの 100 年の歴史を振り返るとともに、委員活動の一層の充実、発展に向け、思いを新たにする機会として「民生委員制度創設 100 周年記念全国民生委員児童委員大会」を開催する。	イベント 等	7 月	記念大会を滞りなく実施し、民生委員の士気向上を図る。	
		一般国民 マスコミ	関係団体が「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」（5 月 12 日～18 日）に開催するイベント等を集約し、厚生労働省ホームページに掲載する。 また、民生委員制度の歴史に関するパネル展等の行事を実施する。	ホームペ ージ、イ ベント等	5～7 月	民生委員制度や「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」の認知度向上を目指す。 ホームページの閲覧数について、前年度実績を上回る。	
			関係団体と連携し、ポスター・リーフレット（一般向け、マスコミ向け）等を作成し、地方公共団体やマスコミの関係機関に配布等する。	ポスター、リーフレット	随時		
			ホームページに制度の概要等を掲載する	ホームペ ージ	通年		

15. 【社会・援護局】

施策・制度：戦中・戦後の労苦の継承

担当係：援護企画課施設指導係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
戦傷病者、戦没者遺族等の援護を図り、一般国民とともに平和を祈念する①	8月15日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」（昭和57年4月13日閣議決定）の趣旨及び同日に実施する全国戦没者追悼式を国民に周知し、一般国民とともに平和を祈念する。	一般国民	8月15日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」の趣旨及び同日に実施する全国戦没者追悼式について政府広報、報道発表資料等を活用して周知するとともに、各府省庁、省内内部部局、各都道府県及び関係団体にも周知徹底を依頼する。	政府広報、報道発表資料、厚生労働省ホームページ等	7月～8月	「戦没者を追悼し平和を記念する日」（昭和57年4月13日閣議決定）の趣旨を国民に周知し、全国戦没者追悼式を滞りなく実施する。	
	○昭和館、しょうけい館 より多くの方に戦中・戦後の国民生活上の労苦及び戦傷病者とその家族が体験した労苦を伝えられるよう、昭和館、しょうけい館への来館促進を図る。		一般国民向けに昭和館・しょうけい館のポスター・リーフレットを作成し、都道府県等を通じて配布を行う。	ポスター・リーフレット	5月、3月	より多くの方々に戦中・戦後の国民生活上の労苦及び戦傷病者とその家族が体験した労苦を伝えられるよう、来館者数の対前年度比増を目標とする。	
			広報誌（月刊厚生労働）、記者発表資料等を通じて、春夏に行われる昭和館・しょうけい館の特別企画展等についてお知らせする。	広報誌、記者発表資料、Twitter、Facebook等	7月、3月		
			厚生労働省ホームページに昭和館、しょうけい館のホームページへのリンクを設ける。	ホームページ	通年	（参考） 平成28年度来館者数（平成29年1月まで） ・昭和館 298,930人 ・しょうけい館 96,481人	

施策・制度：戦没者の慰霊追悼

担当係：事業課事業推進室事業第一係、事業第二係、事業第三係、事業第四係、調査第二係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
戦傷病者、戦没者遺族等の援護を図り、一般国民とともに平和を祈念する②	戦傷病者、戦没者遺族だけでなく、一般国民に慰霊巡拝等の実施について、広く周知するほか、事業実施に協力してもらう必要がある。	戦没者の遺族等	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体に対し慰霊巡拝計画について情報提供し、広報を依頼する。 厚生労働省ホームページで、慰霊巡拝計画などを掲載する。 慰霊巡拝の参加遺族にアンケートを実施する。 	通知 ホームページ アンケート用紙	4月 随時 派遣ごと	慰霊巡拝の募集定員の定数を満たす。 巡拝参加遺族アンケートで周知方法について、「満足した」との回答数を85%以上とする。	
	民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑について、建立後、歳月の経過とともに、建立者が不明になったこと等により、その維持管理が困難になっているものがあるので、その建立者に関する情報提供を求める。併せて、国が実施する「民間建立慰霊碑等整理事業」について更なる制度の周知を行う。	戦没者の遺族等	海外民間建立慰霊碑等のうち、調査の結果、管理状況が良好でなく、建立者等が不明のものについて、リストをホームページに掲載する。	ホームページ	情報が得られ次第	建立者またはその関係者に対する慰霊碑の適切な維持管理を促す。	

	戦没者の個人名が記載された遺留品について、インターネットオークションなどに出品された場合、ご遺族の心情を害することもあるため、取扱いに困っている場合は国に照会するよう呼びかけを行う。	戦没者の遺族等	遺留品をインターネットオークションなどに出品している者等に対し注意喚起するとともに、遺留品の処分等の取扱いに困っている場合は国へ照会してもらうため、ホームページ利用者がアクセスしやすい環境を作るとともに、問い合わせ先等の掲載を行う。	ホームページ	通年	半期ごとにアクセス数を集計し、アクセス件数の増加を目指す。 (参考) 平成28年度ホームページアクセス件数(平成29年2月末現在) 28,109件	
--	---	---------	--	--------	----	--	--

施策・制度名(重点施策): 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の時効失権対策

担当係: 援護・業務課給付係

重点施策の内容	広報上の課題と目指すべき方向性	広報の対象(重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の制度案内を行い、受給対象者が時効失権することがないように周知する。	平成30年4月2日が請求期限であるが、特別弔慰金の受給対象者すべてに対し制度案内を行き渡らせることは、現実的に困難なことから、広く広報することが重要。	受給対象者	・都道府県、市区町村の請求窓口におけるポスターやリーフレットによる広報	ポスター、リーフレット	10月～	特別弔慰金の受給対象者がより多くの広報媒体と接触できるようにすることにより、多くの対象者に申請してもらう。	
			・政府広報を活用した新聞広告、ラジオ等による一般向け広報	新聞、ラジオ等	6～9月		
			・現在の受給者に対し、現在償還金を受け取っている郵便局においてリーフレットの配布等による個別案内	リーフレット	12月～		

施策・制度：旧ソ連抑留中死亡者等に係る取組

担当係：事業課事業推進室事業第二係、援護・業務課調査資料室調査係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
遺族が高齢化する中、旧ソ連抑留中死亡者に係る事業の取組について、幅広く関係者にお知らせすることに重点を置いた事業	旧ソ連抑留中死亡者に係る遺骨収集帰還等慰霊事業への関心が薄れる中、一般国民に同事業の現況を伝えるとともに、高齢化等により現地へ赴くことができない遺族等のために、埋葬地情報の幅広い提供を目指す。 併せて、ロシア連邦政府等から提供された抑留者資料に関する情報についての提供を目指す。	旧ソ連抑留中死亡者の遺族等	ホームページで公表されている旧ソ連抑留中死亡者名簿に埋葬地ごとの遺骨収容数を記載するとともに、主な埋葬地の所在地、写真等を公開する。 ホームページで公表されている旧ソ連抑留中死亡者名簿を更新する（新規特定者の追加）。 ホームページで公表されている資料未提供者名簿を更新する（特定済情報の付加）。 遺族・照会者向けに、ロシア側資料の概要、書かれている内容、露語筆記体の読み方（氏名を読むため）等を紹介する。	ホームページ	毎月の報道発表ごと	半期ごとにアクセス数を集計し、アクセス数の増を目指す。 (参考) 平成28年度ホームページアクセス件数（平成29年2月末現在） 56,338件	

施策・制度： 旧陸海軍の軍歴照会に係る取組

担当係： 援護・業務課調査資料室資料第一、二、三係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
遺族をはじめ関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次の世代へ継承していくことの重要性が高まっている。このため次世代への継承に重点をおいた事業を実施する。	旧陸海軍から引き継がれた人事関係資料等に基づいた軍歴照会等について、広く関係遺族等への周知を行う。	旧陸海軍人本人またはその遺族(旧ソ連抑留者を含む)	厚生労働省ホームページに掲載されている軍歴証明等発行の業務について、旧陸海軍軍人等に係る軍歴照会や資料の提供に応じていることを周知し、申請方法(必要書類等)や申請様式を明示する。	ホームページ	通年	利用者の利便性を図る。	

施策・制度： 中国残留邦人等への支援

担当係： 援護企画課中国残留邦人等支援室自立援護係・地域支援係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
中国残留邦人等が地域社会の一員として安心して暮らせるよう普及啓発するとともに、中国残留邦人等が帰国前に経験した労苦や帰国後に直面した困難を次世代に継承する。	中国残留邦人等の労苦と現状について、地域住民や若年層への普及啓発と継承を目指す。	一般国民	全国7ブロックに設置している中国帰国者支援・交流センターにおいて、中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業(講演会)を実施する。	講演会	10月～3月	身近な地域における中国残留邦人等への理解者を増やす。	
			中国残留邦人等への支援策や普及啓発のための映像資料を、ホームページに掲載する。	ホームページ	随時		

16. 【社会・援護局障害保健福祉部】

施策・制度：身体障害者補助犬の普及・啓発

担当係：企画課 自立支援振興室 社会参加支援係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
身体障害者補助犬の普及・啓発	身体障害者補助犬法の施行から14年が経過しているが、いまだ受入拒否が見受けられるなど法律の認知が低いため、法律への理解を広めて、補助犬とそのユーザーの受入れを促進する。 また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本の補助犬制度を海外向けに情報発信する。	地方公共団体等	身体障害者補助犬受入マニュアルをホームページに掲載するとともに、都道府県等担当部局に周知する。法律の概要をまとめたリーフレット等を広く配布する。	ホームページ・リーフレット・ステッカー	4月～	補助犬ホームページのPV数について前年比増。 (参考)平成28年4月～平成29年2月のPV数 333,184	
		医療機関・関係団体等	身体障害者補助犬受入マニュアルをホームページに掲載し周知するとともに、リーフレット等を広く配布する。	ホームページ・リーフレット・ステッカー	4月～		
		海外	日本の補助犬に関するポータルサイトを通じ、海外向けに情報発信していく。	ホームページ等	4月～		
		国民	補助犬の日(5月22日)に向けて、政府広報を活用して普及啓発を図る。 補助犬法施行日および障害者週間にあわせて普及啓発イベントを実施する。その際にもリーフレット等を積極的に配布する。	セミナー・ホームページ・リーフレット・ステッカー等	5月・9月・12月		

【社会・援護局障害保健福祉部】

施策・制度：世界自閉症啓発デー2017～2018

担当係：障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
自閉症を含めた 発達障害に対す る普及啓発	一般国民において は、自閉症を含めた 発達障害に対する理 解が十分にされてい ない。 2007年12月に国連 総会において毎年4 月2日を「世界自閉 症啓発デー」とする ことが決議されたの を契機に、我が国に おいても、毎年4月 2日から4月8日ま でを「発達障害啓発 週間」と定め、自閉 症を含めた発達障害 について正しい知識 の浸透を図るととも に、社会全体の理解 が進むよう普及啓発 活動を行う。	一般国民	ライト・イット・アップ・ブルーイ ベント2017を行う。	東京タワー	4月	発達障害情報・ 支援センターホ ームページのPV 数を前年度増と する。 (参考)平成28 年4月～平成29 年2月のPV数 1,686,338	
			世界自閉症啓発デー2017に寄せて、 国連事務総長及び厚生労働大臣等 のメッセージを発出する。	ホームページ	4月		
			世界自閉症啓発デー2017 シンポジ ウムを行う。	シンポジウム	4月		
			一般国民に向けてポスター・リーフ レット・チラシを都道府県、各関係 団体を通じ配布、掲示を行う。	ポスター リーフレット チラシ	2月、3 月		
			突き出し広告等を用いて、自閉症を 含む発達障害についての正しい知 識の浸透及び「世界自閉症啓発デ ー」関連の啓発イベントの周知を図 る政府広報を行う。	新聞等	3月		
			世界自閉症啓発デー2017 に関する 各自治体の取組についてとりまと め、世界自閉症啓発デー日本実行委 員会のホームページにて公表する。	ホームページ	3月		

17. 【老健局】

施策・制度： 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の周知

担当係： 総務課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の円滑な施行を目指し改正内容の周知を行う。	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするべく、多岐にわたる改正を行うことから、その内容について関係者の理解を深める必要がある。	国民全般	厚生労働省ホームページに改正内容を掲載する。 また、広報誌（月刊厚生労働等）を通じて、改正内容を解説する。	ホームページ、 広報誌	法案提出時・成立後	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の内容を地方自治体、関係機関、国民全般に広く周知し、円滑な施行を図る。	
		地方自治体	地方自治体に対して改正内容を周知する。	説明会での説明、 説明資料の配布等	法案提出時・成立後（事前の予備説明はできるだけ早く行う）		
		報道関係者	報道を通じた情報発信をするため報道関係者に対する説明を実施する。	記者レク 説明会	法案成立後		
		各種関係団体等	各種関係団体に対して改正内容を周知する。	説明資料の配布等	法案成立後（事前の予備説明はできるだけ早く行う）		

【老健局】

施策・制度：認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

担当係：総務課認知症施策推進室企画調整係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にとっても身近な病気であることを、普及・啓発等を通じて改めて社会全体として確認していく。	認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深める必要がある。 認知症に関する正しい知識と理解を持つ認知症サポーターを数多く養成することを目指しているが、そのためには認知症サポーター養成の取組について広く周知する必要がある。	一般国民	ポスター等を通じて、認知症の人が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を積極的に発信していく。	ポスター等	随時	平成 29 年度末までに全国で認知症サポーターの人数を 900 万人にする。	
		地方自治体	地方自治体を対象とした会議の場で、認知症サポーターの養成についての取組や、養成講座の修了者が復習もかねて学習する機会を設け、かつ、より上級な講座の開催など、地域の実情に応じた取組を促す。	会議	4 月～		
		一般国民	認知症施策についての講演会等の機会に認知症サポーターの取組や、養成講座を修了した方が、復習もかねて学習する機会の存在、より上級な講座の開催等の取組について周知を図る。	講演会等	随時		
		地方自治体等	地域における認知症サポーターの活動事例について収集を行い、優良な活動事例を発表する。	認知症サポーター優良活動事例報告会	1 月 (又はその前後)		

18. 【保険局】

施策・制度：保険料軽減特例及び高額療養費の見直し

担当係：保険局高齢者医療課広域連合係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>後期高齢者医療の保険料については、医療保険制度改革骨子の記載を踏まえ、所得割の軽減特例や元被扶養者に対する軽減特例について、平成29年度から段階的に本則に戻すこととしている。</p> <p>また、70歳以上の方の高額療養費については、経済・財政再生計画改革工程表の記載を踏まえ、平成29年度から段階的に見直すこととしている。</p>	<p>今回の見直しは、一定の範囲の高齢者に負担増を求めるものであることから、見直しの必要性と具体的な内容について理解を促し、円滑な実施を図る必要がある。</p>	国民全般	政府広報を活用し、主に制度見直しの必要性について、国民的な理解を深めるために分かりやすく説明する。	新聞記事 下公告等	5月頃	<p>保険料軽減特例及び高額療養費の見直しについて、高齢者をはじめとする国民全般に対して、見直しの必要性と具体的な内容について理解していただく。</p>	<p>○医療保険制度改革骨子(平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定) 「後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)については、段階的に縮小する。…平成29年度から原則的に本則に戻す…」 ○経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)「高額療養費制度の見直しについて、…2016年末までに結論」</p>
		高齢者全体	ポスター・リーフレットを作成し、後期高齢者医療広域連合、都道府県並びに市区町村の窓口等に配置する。	ポスター・リーフレット	4月頃		
			高額療養費の見直しに係るポスターを作成し、保険医療機関等に配置する。	ポスター	4月頃		
			厚生労働省のホームページ等に各見直しの内容を掲載し、保険者のホームページに当該ページのリンクを貼ってもらう。	ホームページ	4月頃		
		高齢者個人	リーフレットを作成し、各市区町村等において、保険料額決定通知書又は被保険者証に同封した上、郵送する。	リーフレット	6月頃		

【保険局】

施策・制度：国民健康保険制度の改正

担当係：保険局国民健康保険課財政第1係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目 標	備考
平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することとしている。	今回の見直しは、国民健康保険制度における約50年ぶりの大改正であることから、見直しの必要性和具体的な内容について理解を促し、制度改正の円滑な施行を図る必要がある。	国民全般	厚労省のホームページに見直しの内容を掲載する。併せて、厚労省のTwitterや厚労省Facebook、広報誌「月刊厚生労働」で発信。	ホームペ ージ、ツイ ッター、フ ェイスブ ック、広報 誌	10月以降	国民健康保険被保険者をはじめとする国民全般に対して、制度改正の必要性和具体的な内容について理解していただく。	
		国保被保険者	市町村においてリーフレット等に新たな国保制度の取組について記載し、保険料額決定通知書に同封して送付するなど、被保険者向けにきめ細やかな広報を実施。	リーフレ ット	6月以降		
		都道府県民 全般	都道府県、市町村において、ホームページ、リーフレット等を活用し、各地域の国保運営方針の内容を反映した、新たな国保制度の取組について、被保険者等向けに広報を実施。	ホームペ ージ・リー フレット	10月以降		

19. 【年金局】

施策・制度：年金制度の分かりやすい情報発信

担当係：総務課・関係各課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時 期	広報の成果目標	備考
分かりやすい情報発信による、年金制度に対する国民の理解・納得の促進	年金制度に対して国民の理解が得られるよう、制度の意義、基本的な仕組み、現状と課題等について広く周知する。	国民全般（特に若年層）	厚生労働省ホームページ、年金アプリを通じて、年金制度に関する分かりやすい情報発信を行うとともに、厚生労働省ホームページに「年金制度のポイント」を公表する。また、情報発信をより効果的に行うため、厚労省 Facebook、厚労省 Twitter など様々な媒体を活用し、ホームページへの誘致を図る。	ホームページ等	随時	年金制度について、既に年金を受給している方から、若い世代の方まで幅広い世代の方にご理解いただく。	
			社会保険労務士会をはじめ、関係団体等との連携を密接に行い、年金制度について様々な形での周知・広報を図る。	ホームページ・講演等	随時		
平成28年12月に成立した年金改革法に対する国民の理解の促進	平成28年12月に成立した年金改革法の意義や制度の内容について、国民の正しい理解の促進を図る。	国民全般	厚生労働省ホームページでの特設ページの作成、また、内閣府などと連携し、様々な媒体での周知・広報を実施。	ホームページ、広報誌、リーフレット	随時	既に年金を受給している方から、若い世代の方まで、幅広い世代の方に年金改革法の意義や内容を正しくご理解いただき、円滑に施行する。	

厚生年金保険・健康保険（社会保険）の適用拡大の周知	より多くの短時間労働者が社会保険に加入できるよう、平成28年10月、平成29年4月からの社会保険の適用拡大について広く周知する。	国民全般（特に社会保険に加入していない短時間労働者）	社会保険の適用拡大について、社会保険制度の加入ルール、適用拡大の仕組みや意義、メリット等に関する広報を実施する。	政府広報、広報誌、ホームページ・リーフレット等	随時	社会保険の適用拡大の円滑な実施。	
		事業主（特に中小企業の事業主）	社会保険の適用拡大について、社会保険制度の加入ルール、適用拡大の仕組みや意義、メリット等に関する広報を実施する。	政府広報、広報誌、ホームページ・リーフレット等	随時	社会保険の適用拡大の円滑な実施。	
年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、新たに年金が受給できる方やその可能性がある方に対して、制度内容及び年金の請求方法を周知する。	新たに年金が受給できる方やその可能性のある方々に、年金を受け取るための手続きを確実にしていただくため、広く周知する。	新たに年金の受給対象となる方（資格期間が10年以上ある方）	制度改正内容及び年金請求書の送付スケジュールを周知するとともに、必要な手続きを行っていただくよう促す。	政府広報、ホームページ、広報誌	随時	期間短縮によって新たに年金の受給対象となる方に確実に年金を受給していただく。	
			医療機関や金融機関等を通じてリーフレットの配布を行う。市町村役場や年金事務所等において制度周知ポスターを掲示する。	ポスター・リーフレット	随時		
		年金の受給対象となる可能性がある方（資格期間が10年に	制度改正内容及び受給資格を得るための方法を周知するとともに、自身の年金記録の確認をしていただくよう促す。	政府広報、ホームページ、広報誌	随時	期間短縮によって新たに年金受給の可能性のある方に改めて年金記	

		満たない方)	医療機関や金融機関等を通じてリーフレットの配布を行う。 市町村役場や年金事務所等において制度周知ポスターを掲示する。	ポスター・リーフレット	随時	録を確認していただき、確実に年金を受給していただく。	
--	--	--------	---	-------------	----	----------------------------	--

【年金局】

施策・制度：iDeCo（個人型確定拠出年金）の普及

担当係： 企業年金・個人年金課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者範囲拡大についての普及の促進	平成29年1月から、基本的に60歳未満の全ての方がiDeCoに加入できるようになったことを踏まえ、より多くの方の老後の所得確保の一助として活用いただけるよう、iDeCoの意義や重要性、仕組みについて広く周知する。	国民全般	厚生労働省ホームページにてiDeCoのページを設け、国民年金基金連合会のイデコガイドとのリンクや政府広報室との連携などにより、iDeCoの周知を図るとともに、国民の制度への理解を促進する。	ホームページ、政府広報	随時	より多くの国民に対してiDeCoの認知度向上と制度理解の促進を図る。	
		国民全般	確定拠出年金普及・推進協議会の下部組織として設置されたiDeCo広報実行委員会に、オブザーバーとして厚生労働省が参加し、テレビCM、インターネット広告、iDeCoアプリ、シンポジウム等を通じて、官民一体となってiDeCoの普及促進を図る。	テレビCM、インターネット広告等	随時		

【年金局】

施策・制度：「ねんきんネット」の活用促進

担当係： 事業企画課 年金事業運営推進室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
「ねんきんネット」の活用促進をより一層進める。	約 6400 万通の「ねんきん定期便」に対して、「ねんきんネット」のID数は平成 28 年度末時点で約 457 万件にとどまっており、利用者の更なる拡大が重要。	一般国民	「年金の日」の取組や年金アプリ等を通じて、「ねんきんネット」の利用を拡大し、ご自身による年金記録確認等を促進し、年金への関心を高める。	政府広報、広報誌、ホームページ等	10 月～11 月	ID取得数対前年度比 20%増を達成する。	
		20～30 歳	年金セミナー等を通じて、「ねんきんネット」の様々な便利な機能やニーズにあった活用方法（学生猶予期間の追納等のメリット）を紹介し、「ねんきんネット」への加入を促す。	チラシ、日本年金機構送付物	随時		
		中高年齢者	「ねんきん定期便」や「年金の日」の取組を通じて、世代のニーズにあった「ねんきんネット」の活用方法（色々な前提条件の年金見込額試算機能の紹介や任意加入制度の紹介など）を紹介し、「ねんきんネット」への加入を促す。	「年金の日」のポスター・リーフレット、日本年金機構送付物など			
		高齢者	年金の請求時や新規裁定時に「ねんきんネット」の受給者向けサービス（電子版年金振込通知書、電子版公的年金源泉徴収票の活用など）を紹介し、「ねんきんネット」への加入を促す。				

20. 【政策統括官（総合政策担当）】

施策・制度：社会保障・税の一体改革

担当係：社会保障担当参事官室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
総合的な厚生労働行政関係情報の提供等	社会保障と税の一体改革による社会保障制度改革の意義や内容を効果的に提供し、国民の理解を深める。	国民全般	一体改革に関する情報を効果的に国民に提供するため、内閣府政府広報室や財務省等と協働して広報展開を行い、国民の理解を深める。	説明会等	随時	厚生労働省ホームページ（社会保障関係）へのアクセス件数を前年度増とする。 〔平成27年度 159,194件〕	
			厚生労働省ホームページを活用し、より分かりやすい情報を提供するとともに、より使いやすい情報提供環境を構築する。	ホームページ	適宜		
		教育現場（教員、生徒等）	将来を担う世代の社会保障制度への理解を促進するために、「社会保障の教育推進に関する検討会」において作成した高校生向け教材を、文部科学省と連携し全国の教育現場等に周知を行う。長期的には学習指導要領に反映させることも視野に入れながら、継続的・全国的に社会保障の教育が推進される環境づくりを図る。	説明会等	随時		
		市町村職員等	市町村職員を対象としたセミナーを開催し、情報提供・意見交換を行う。	市町村セミナー	年10回程度		
		報道関係者	報道関係者（論説・解説委員等）との意見交換の場を持ち、適切な情報発信に資するとともに、取材等を通じた国民の声等を聴取する。	論説・解説委員懇談会	随時		

【政策統括官（総合政策担当）】

施策・制度：労働政策関係情報の提供

担当：労働政策担当参事官室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働政策関係情報の提供	<p>提供する情報が労働分野の多岐にわたるため、利用者のニーズに合わせた的確な情報提供が課題。</p> <p>厚生労働省における各種制度や施策について、部局横断的に情報提供する。</p>	一般国民（求職者、労働者）、事業主、人事・労務担当者	<p>労働政策に係る制度または制度改革等について、関係部局及び分かりやすい広報指導室と連携し、読み手に分かりやすい内容の記事を登録者に配信する（メルマガ「厚労省人事労務マガジン」）。</p> <p>また、メルマガの認知度を上げるため、厚労省 Twitter による周知を実施する。</p>	メルマガジン	随時	平成 29 年度末のメルマガ登録者数を 86,000 以上とする。	
			<p>基本的な労働法制度をまとめたハンドブック「知って役立つ労働法」及びそれを基により分かりやすく作成したハンドブック「これってあり？ まんが 知って役立つ労働法 Q&A」を厚生労働省ホームページに掲載し、情報の提供を行う。</p> <p>また、大きな制度改革等の際にはその都度改訂を行う。</p>	ホームページ	随時	ホームページアクセス件数（知って役立つ労働法及びまんが労働法の合計）を 30 万件以上（年間）とする。	

【政策統括官（総合政策担当）】

施策・制度：労働経済白書

担当：労働政策担当参事官室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働問題に関わるテーマについて、統計的・計量的な分析を提供することにより、広く国民の理解を促進する。	多岐にわたる労働問題について、広く現状を周知する必要がある。そこで、中長期的観点から中立的・客観的な分析を行い、結果を分かりやすく提供することで、労使コミュニケーションを円滑化するとともに、広く国民の理解を促進する。	労使関係者をはじめとする労働問題に関心を持つ国民一般	1 国民のニーズ、情報を共有する仕組み、白書を作成するに当たり、テーマ案や分析手法について労働経済学者などと意見交換を行う。		随時	厚労省ホームページに掲載する労働経済白書への発表後半年のアクセス件数を前年版実績同等以上とする。 〔平成28年版〕 68,5 93件 (平成28年9月30日～平成29年3月30日まで)	
			2 分かりやすい情報提供 ① 厚労省ホームページに白書の本文・要約版を掲載する。 ③ 厚労省 Facebook・Twitter 等による周知を実施する。 ③ 報道関係者(論説・解説委員など)との意見交換の場を持ち、効果的な情報発信に努める。 ④ 広報誌「厚生労働」や刊行物「Business Labor Trend」などに紹介記事を掲載する。 ⑤ 労使関係団体、地方自治体、学識経験者などへ白書を情報提供・送付する。 ⑥ 労使関係団体や大学などでの講演や講義を積極的に行い、理解促進を図る。 ⑦ 労働法教育等とも連携し研究機関で開催されるフォーラム等の場で、広く一般国民を対象に白書の周知広報を図る。	厚労省ホームページ、広報誌など	①、② 閣議日当日 ③～⑦ 閣議日以降		

			<p>3 情報提供のための手法と技術の向上</p> <p>① 専門性の高い分析が多いため、分かりやすい、簡潔かつ明確な記述を行う。</p> <p>② 白書の全体版や図表のエクセル形式のバックデータ等を厚労省ホームページに掲載することで、利便性を高める。</p> <p>③ 電子書籍の形式による白書の配信を行い、利便性を高める。</p>		随時		
--	--	--	---	--	----	--	--

【政策統括官（総合政策担当）】

施策・制度：厚生労働白書

担当係：政策評価官室 分析第一係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
厚生労働行政の年次報告及びその年ごとの厚生労働行政に関する政策課題をとりあげ、現状や施策の実施状況、将来の方向性・展望などについて取りまとめる。	多岐にわたる厚生労働行政の現状について広く伝えられていない。 厚生労働行政の現状や今後の見通しなどを、わかりやすく国民に広く伝える。	国民全般	1 意見交換機会の積極的な設定 ①関係団体等からの各種講演・講義の依頼を積極的に受ける。 ②各種関係団体等に対して、作成した厚生労働白書を郵送。		①随時 ②閣議日以降	厚生労働省ホームページに掲載されている厚生労働白書への発表後のアクセス件数を前年実績同等以上とする。 〔平成27年度〕 968,326件 (平成27年10月27日～平成28年3月末日まで)	
			2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み 報道関係者との意見交換の場を持ち、適切な情報発信に資するとともに、取材対応を通じた国民の声を聴取する。		随時		
			3 分かりやすい情報提供 ①ホームページに厚生労働白書の本文・概要をわかりやすく掲載 ②広報誌等を活用した情報提供 ③関係団体等からの各種講演・講義の依頼を積極的に受け、理解促進を図る。	厚生労働省ホームページ・各種広報誌など	①閣議日当日 ②閣議日以降 ③閣議日以降		
			4 情報提供のための手法と技術の向上 ①全体を通じて記述内容が多岐にわたる中で、専門的な記述に陥ることのないよう、図表等を豊富に取り入れつつ、わかりやすく明確な記述を行う。 ②厚生労働白書に掲載した図表のデータ等をエクセル形式にてホームページに掲載することで、よりホームページの充実を図る。		①随時 ②閣議日以降		

21. 【政策統括官(統計・情報政策担当)】

施策・制度：厚生労働統計調査の推進

担当係：普及相談室、統計企画調整室、世帯統計室、雇用・賃金福祉統計室、賃金福祉統計室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計調査の円滑な実施	厚生労働統計調査の実施に関し、的確に情報提供を行い、調査の円滑な実施を図る。	自治体	厚生労働統計調査の実施に関し、各種会議の場を通じて各自治体に対し的確に実施内容の説明を行う。	会議等	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	自治体に対するアンケートの結果、「説明・資料が分かりやすかった」等と回答した割合が 80 %以上(平成 27 年度実績 89.1%)	
			厚生労働統計通信を発行する。	厚生労働統計通信	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	厚生労働統計通信を年 6 回発行する。	
		広報誌(月刊厚生労働)読者	統計調査の協力依頼等について、広報誌(月刊厚生労働)を通じて広報する。	広報誌(月刊厚生労働)	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	広報誌(月刊厚生労働)に統計調査の実施のお知らせを 10 件以上掲載。 (平成 28 年度実績 15 件)	

【政策統括官(統計・情報政策担当)】

施策・制度：厚生労働統計調査の推進

担当係：統計企画調整室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計調査結果等の周知	統計調査の実施に当たっては調査の対象となる個人や企業等の協力が不可欠であるため、公的統計が国民生活の向上にどのように役立っているのかなどについて国民の理解の促進を図る。	一般国民	「厚生労働省ホームページ新着情報配信サービス」を通じ、以下のホームページ等について広報する。 ①子ども向け統計学習サイト等を紹介するページ「統計について学ぼう（統計学習サイトのリンク集）」 ②統計データ・グラフフェア	厚生労働省ホームページ・SNSでの新着情報配信サービス	平成 29年 5月、10月	「統計グラフ全国コンクール」の応募時期、「統計の日」の時期に合わせて2回周知を行うことにより、公的統計への理解の促進を図る。	
		各調査対象者（一般国民、事業者）	統計調査（自治体向けを除く）の年度実施予定一覧を掲載する。	ホームページ	平成 29年 4月～	実施する統計調査を明確にし、調査対象者の不安を解消する。 事業者に対しては業務計画等の参考にしていただく。	

【政策統括官(統計・情報政策担当)】

施策・制度：厚生労働統計調査の推進

担当係：審査解析室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計データの二次的利用の推進	統計データの二次的利用制度が整備されたことを踏まえ、当該制度について周知することにより、学術研究や高等教育における厚生労働統計の活用を支援する。	学術研究機関、高等教育等	二次的利用の趣旨等について理解を促すため、各種学会への積極的な参加を通じて広報するとともに、意見交換によりニーズを把握する。	学会の大会等	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	各種学会及び研究会等への積極的な参加、チラシの設置により、利用(委託)申出件数の増を図る。 (平成 27 年度申出件数実績：オーダー 1 件 匿名 10 件 計 11 件)	
			厚生労働省の二次的利用のホームページにおいて掲載方法(内容も含む。)を見直し、より多くの方に分かりやすいように広報するとともに、これまでの利用実績一覧を掲載する。	厚生労働省ホームページ	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	制度利用を検討している者への参考として利用実績を公表することにより、利用(委託)申出件数の増を図る。 (平成 27 年度申出件数実績：オーダー 1 件 匿名 10 件 計 11 件)	

※二次的利用とは、次のことをいう。

- ① 申出者からの委託を受けて作成した統計(オーダーメイド集計)結果の提供〔統計法第 34 条(委託による統計の作成)〕
- ② 被調査者の特定ができないように加工した調査票情報(匿名データ)を作成し、申出者へ提供〔統計法第 35 条、36 条(匿名データの作成、提供)〕

【政策統括官(統計・情報政策担当)】

施策・制度：行政情報化の推進

担当係：情報化担当参事官室 情報化推進係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
申請・届出等手続きの電子申請の 利便性向上と利用促進	国が扱う申請・届出等手続きの電子申請について、より一層普及させる必要があるため、電子申請に関する利便性等を周知することで多くの国民に利用していただくこと。	社会保険労務士（全国社会保険労務士会連合会）等	電子申請の利便性の向上と利用の促進を図るため、社会保険労務士との定期協議等を開催する。	社会保険労務士との定期協議会	平成29年4月～平成30年3月	社会保険労務士等を対象としたアンケートの結果、「今後利用したい」と回答した割合が70%以上 (平成28年実績70.8%)	
			社会保険労務士等を対象とした電子申請の利便性等に関するアンケート調査を実施する。	ホームページ（広報誌等でも周知）			
		事業主、企業の人事・総務担当者等	電子政府利用促進週間に合わせて、広報誌の活用、関係団体機関誌への記事掲載依頼、事業所訪問を行い、電子申請について利用の促進を図る。	ホームページ、厚労省人事労務マガジン、広報誌(月刊厚生労働)	平成29年11月		

22. 【中央労働委員会事務局】

施策・制度：労働委員会制度

担当係：総務課文書広報係

重点施策の内容	広報上の課題と目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働委員会制度の国民における認知度を上げる。	労働委員会制度の国民における認知度及び概要の理解度を向上させる。	事業主・労働者をはじめとする一般国民	1 意見交換の機会の積極的な設定 ・労働紛争に関する制度と紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的としたセミナーを開催する。	セミナー	実施時期未定	ホームページアクセス数を前年度から増とする。	
			2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み ・命令書交付の記者発表資料をホームページに掲載する。 ・「個別労働紛争処理制度周知月間」に都道府県労働委員会が開催する労働相談会等の情報を集約し、ホームページに掲載する。	ホームページ等	随時 10月		
			3 分かりやすい情報提供 ・ホームページの改善 ホームページを「見やすさ」、「分かりやすさ」、「使いやすさ」の観点から必要な改善を図る。 ・記者発表資料の改善 「分かりやすく」「読みやすく」なるよう表現やレイアウト等を工夫する。	ホームページ等	随時		
			4 情報提供のための手法と技術の向上 ・報道発表資料等に誤りが生じないよう、入念に確認を行う。	ホームページ等	随時		